

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館5階
県庁内線：4790.4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労県職

新型コロナ対策、中長期に対応できる条件整備を

- 宿泊療養施設での勤務、十分な労使協議持ち、適切な対応を
■ 感染者対応の職員へ「特殊勤務手当」を早期支給すべき
■ 今後の経済対策等の拡大を見通し、人材と人員体制の確保を



新型コロナ対策については、大型連休中の感染者数は少なかったものの、宿泊療養施設の運営、事業者への臨時交付金の支給等の業務の拡大で兼務発令が頻発しています。緊急事態宣言の解除等の動きはありますが、

今後も感染防止対策を図るとともに、社会経済活動への支援を含めた業務の拡大は避けられません。

自治労県職は、現段階で職場や組合員からの声や要望を受けて、改めて県当局へ申し入れを行いました。申し入れを受けた前川人事課長は「新型コロナ対策の関係で業務は拡大しているが、頑張らせていただいている皆さんに敬意を表する。十分な協議等がなされず申し訳ないが、申し入れを受け止め必要な対応を検討したい」と応えました。

申し入れの内容

1. 宿泊療養施設の運営について

軽症の患者を受け入れる宿泊療養施設の運営のため、県職員が交替制勤務をすることを前提に、関係職員の兼務発令が出されているが、勤務・労働条件に関する事項を含め労使協議が無い中での措置であり、以下の点を中心に十分な労使協議を経ての対応を図ること。

- ①健康状態の確認をはじめ、リスクの説明等を丁寧に行い、本人の意向を十分尊重すること。
②感染リスクが生じないよう資材（マスクや防護服等）確保や施設内のゾーニングを明確にすること。
③肉体的精神的な負担が大きいことから、職員への安全配慮義務を果たし、心身のケアを継続的に行うこと。
④家族等の配慮から当該職員が宿泊希望する場合の施設の確保を図ること。

2. 特別手当（特殊勤務手当等）の支給

感染者等の対応を行う医療施設や宿泊療養施設をはじめ、保健所等での相談や調査、検体移送等の従事者に対して、幅広く特別な手当（特殊勤務手当等）が支給されるよう早急に対応すること。

3. 人的な対応の強化について

- (1) 保健所や衛生科学センター等のコロナ対策の第一線機関の人員配置については、今なお厳しい状況が継続していることから、応援体制の強化に留まらず、新規採用も含めて体制の抜本的な強化を図ること。
(2) 健康医療福祉部の業務、宿泊療養施設の運営、事業者への臨時交付金事務等で兼務発令での対応が進められているが、本

務業務の対応のため本人や所属に過度な負担が生じないように配慮すること。今後、さらに人的な措置を必要とされる場合、兼務等の対応では限界が生じることから、新規採用を含めて人員体制の強化を図ること。

4. 再開される公共施設への条件整備

休業中の公共施設の一部解除として、県立の図書館、博物館での検討や対応が進められているが、再開する場合においては、以下の点を中心に、利用者への感染拡大防止策と職員の健康管理の徹底を図ること。①消毒液やマスク等の資材の確保、②多数の来館者が見込まれることから他部署からの応援体制の確保、③再開に向けた専門職の助言等による対応方針の明確化

5. 小規模なイベント等への対応

小規模なイベント等の実施については自粛が緩和されるが、感染防止対策の要件など具体的な対応方針を示すこと。

6. 妊婦・障がいのある職員への対応

妊婦について、政府の新型コロナ対策の時限措置として勤務上の特例が示されていることから、障がいのある職員も含めて勤務上の配慮を行うこと。

7. 新規採用職員への対応

今年度の新規採用職員においては、初任者研修も実施されないまま新たな業務にあたっており、さらに緊急事態宣言の中で先輩からの助言等を含めて十分な育成環境が確保されていない状況であることから、研修を含めた育成のフォロー、相談等の継続的なケアを図ること。

8. 人権保障や差別の防止について

感染者やその家族、感染者への直接処遇の職員等に対して、人権侵害や差別が生じることは、社会的連帯や人的資源の崩壊につながることから、この観点からの理解と啓発を強めること。

9. 今後の経済対策と中長期的な視点

感染症の拡大防止対策に続いて、雇用や経営の支援等のため経済対策の本格的な展開が見込まれることから、職員・組織が疲弊しないようモチベーションの維持と中長期の観点からの人材と体制の確保を進めること。

県立図書館の再開で申し入れ

県立図書館班および自治労県職本部は、博物館、図書館が施設の使用制限緩和の対象となったことから、再開館を検討するにあたって大西館長へ申し入れを行いました。利用者の感染防止対策の徹底と職員の安全対策を中心に課題を共有し、十分な準備と体制のもとに再開館をおこなうことを要請しました。また、この内容については、生涯学習課および教育総務課にも同様に申し入れを行い、教育委員会としての対応を求めました。



# 新型コロナ対策で現場の切実な要求 総務省に要請



新型コロナウイルス感染症の猛威が全国に拡大する中、労働者を取り巻く環境も激変し、深刻な事態に陥っています。自治労は、地域医療の確保や医療従事者の負担軽減・感染防止のための緊急要請をはじめ、それぞれの職場で継続して公共サービスを提供するための取り組みや、新型コロナウイルス禍での雇用・労働条件を守るための運動を展開しています。

4月21日、総務省に対して公立医療機関への支援をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請を実施し、青木真理子副委員長らが出席。自治労組織内議員の岸まきこ参議院議員も同席しました。総務省からは内藤尚志自治財政局長らが対応。冒頭、青木副委員長は、全国的な感染拡大と院内感染の発生により、公立医療機関で働く医療従事者は極めて厳しい環境に置かれていると述べました。

## 過酷な医療現場の実態訴える

その上で、福井衛生医療局長より、①現場の看護師が本来業務以外のさまざまな作業に忙殺されている現状を踏まえ、医療従事者の負担軽減のため、民間病院も含めた医療機関との連携強化を関係省庁と協議するなど、あらゆる政策を国の責任において講じること、②医療従事者への差別や偏見をなくすための啓発活動の取り組みなどを講じること、③家族の安全を確保する観点などから帰宅を自粛する医療従事者の宿泊施設を確保するための措置を講じること、④国の「防疫等作業手当の特例」に準拠した手当を、医療従事者などへの対象拡大および遡及して支給できるよう自治体へ通知すること、⑤各医療機関で不足が深刻化しているサージカルマスクや防護服な

どの感染防止のための防護用品・機材を国が一括して確保し、優先的かつ早急に十分な量を供給すること、などについて要請しました。

内藤自治財政局長は「公立病院の職員の方々が安心して働けるように努力を尽くしていきたい」などと回答しました。

## 総務省が「特殊勤務手当(新型コレラ対応)」の支給拡大を通知

これを受けて、総務省は4月21日、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、作業1日あたり3千円を支給することや、患者またはその疑いのある者の身体に直接接触する作業、患者またはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業等については1日あたり4千円の支給対象を拡大することとする通知を発出しました。これにより、数百円程度で自治体ごとに異なっていた手当については一定改善されることとなりました。

## 岸まきこ議員からもコロナ対応を要請(自治体事務負担)

また、同日には緊急要請とあわせて、内藤自治財政局長と自治体の事務負担軽減についての意見交換を実施しました。新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金(仮称)などにかかわる新規の業務を想定し、転出入時期などによる自治体の業務量が増加していることから、不急の統計や調査などは延期や中止を検討するよう求めました。

これに対し、内藤自治財政局長は、「交付税の算定にかかわる基礎調査については、延期する方向で調整している」などと答えました。岸参議院議員は、自治体の財政規模の違いなどに言及しながら、「特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症関連交付金については、自治体に先に現金を渡しておくことの必要性があることについて、総務省にも理解してもらいたい」と述べました。

今後も自治労は、公共サービスの提供を維持しながら、新型コロナウイルス感染症への対応のため、全国で奮闘する組合員の健康や暮らしを守るための取り組みを強化していきます。

## 年に一度の見直し時期(生命共済)

# あなたの保障内容は大丈夫？

## 仲間の助け合いだからこそ実現 安心の自治労共済へ

### 新規・更新募集中(6月19日まで)

#### ◆スケールメリットを活かした手頃な掛金

保険や共済には個人加入と団体加入があります。団体加入は個人加入よりも加入にとって有利な掛金設定になっています。じちろう団体生命は、公共サービスに従事する多くの仲間や家族の利用で、負担の少ない掛け金を実現しています。

#### ◆継続加入は、健康状態にかかわらず加入OK

団体生命共済は、新規加入や保険の増額のときは、健康状態による条件があります。ただし、同一保障内で継続加入する場合は、健康状態を問いません。

#### ◆1年更新だから掛金に無駄なし

必要な保障は家族構成などによって変わります。独身20歳台ならば大きな保障は必要ありませんが、結婚や子どもが生まれた場合などは必要な保障額が増えます。

団体生命共済は1年更新のため、必要保障額が大きくなった時点で保障の増額ができます。必要に合わせて1年ごとに契約を見直せます。だから無駄な掛金を負担させません。

#### ◆若年層型(30歳以下)月額掛金1820円

若年層向けに新しいコースが設けられています。月額掛け金は1820円で、従来のD型2900円より大幅に安い設定となっています。死亡保障は200万円ですが、医療給付はD型と同じで、入院1日3000円になっており若年層向きに設計されています。若年層の組合員の皆さん積極的に検討ください。

保障内容	金額	補足説明
死亡	200万円	(けがの死亡は400万円)
入院日額	3,000円	けがも病気も日帰り入院から!
通院日額	1,500円	病気で連続5日以上入院した後の通院に対して けがで1日でも入院した場合の前後の通院に対して 入院がなくても、けがでの5日以上通院に対して
手術	3万円 or 6万円 or 12万円	入院の有無を問わず、 154種類の手術に対して いずれかの金額をお支払い